

令和7年度 大分地方最低賃金審議会 大分県非鉄金属製造業最低賃金専門部会

1 日時 令和7年10月6日（月）午前10時～

2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）

3 出席委員

公益代表：清水委員、二村委員、松隈委員

労働者代表：末廣委員、二宮委員、三重委員

使用者代表：大塚委員、木下委員、坂本委員

4 事務局

大分労働局：池辺労働基準部長、竹内賃金室長、徳部地方賃金指導官

5 議題

（1）金額審議

（2）その他

6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、全委員のご出席をいただいております。そのため、本専門部会には、9名の委員が出席されており最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、今後の議事進行を、清水部会長にお願いいたします。

部 会 長

それでは、ただ今から非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開催します。

第1回の専門部会は、各専門部会の合同会議として9月18日に開催し、部会長の選出、運営規程の審議等を行ったところです。

本日から、第2回目ということで、具体的な金額について審議を行うこととなりますが、合同会議での審議に基づき、議事については3者協議部分は議事録作成・公開することとします。

金額審議は本日と次回10月22日の2回を予定しております。

効率的な審議をお願いするとともに、特定最低賃金は関係労使のイニシアティブにより設定されるものですので、できる限り全会一致で結論が得られますようご協力をお願いいたします。

それでは、まず事務局に資料の説明をお願いします。

賃金室長

【関係資料の説明】

資料説明のほか金額審議にあたり1点説明をさせていただきます。

改正後の特定最低賃金額については、関係労使が合意した労働協約等の最低額が上限額となりますので、よろしくお願いいたします。

部 会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

また、先般の合同会議での資料についても、質問等があれば出していただきたいと思います。

坂本委員

最後にご説明いただいた協約の最低賃金の関係労使というのは、何社くらいというのはお聞きできますか。

賃金室長

対象業種としてはセンサスなどで県内に13社と把握しております。

改正の申出を労働者側からいただいているところですが、この申出書にあります協約の最低賃金というところで金額をお示しております。

部 会 長

協約最低賃金表について、令和6年度までの分というのは、時間額は引上げられた後の額が記載されていて、引上げ可能上限額というのは引上げ後の額と協約最低賃金を比較して、ということで、引上げ後にこれだけ余裕があるということでしょうか。

賃金室長

はい。現行の最低賃金が1053円ですが、協約最低賃金から現行最低賃金を引いた差額が引上げ可能上限額という見方になります。

部 会 長

令和6年で言うと引上げ可能上限額は引上げ前の差額ということでしょうか。

賃金室長

そうなります。実際の引上げ額が昨年度では48円でして、引上げ可能上限額まで引上げ可能であったところ、48円上がり、令和5年の1005円から1053円になったという見方になります。

部 会 長

分かりました。他に何かご質問はありませんか。

【質問等なし】

部 会 長

それでは、早速金額審議に入りますが、審議の進め方ですが、労使双方より、改正の基本的な考え方について、御意見があれば御表

明いただき、その後、具体的な金額審議に入っていきたいと考えております。

具体的な金額審議については、例年、公労、公使に分かれて協議し、公益が労使双方の主張をお聞きしながら調整していく方法を採用しています。

本年度もそのような進め方でよろしいでしょうか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、その形で金額審議を進めていくこととします。

それでは、まず、改正の基本的な考え方について労使からご意見があればお願いします。

労側いかがでしょうか。

【意見等なし】

部 会 長

使側いかがでしょうか。

【意見等なし】

部 会 長

それでは、ここからは、公労会議、公使会議に入ることとしたいと思いますますがよろしいですか。

【異議なし】

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入ることとします。

事務局から協議場所の説明をお願いします。

賃金室長

協議場所につきまして、当会議室となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者側委員の皆様は、3階の雇用環境・均等室奥の委員会室を、使用者側委員の皆様は、3階職業安定部の会議室を控室として用意し

ています。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしくお願いいたします。

部 会 長

それでは、公労会議、公使会議に入る前に、それぞれ検討いただく時間が必要かと思いますが、時間はどのくらい必要ですか。

労側はどのくらい必要ですか。

労働者代表委員

調整してきましたので大丈夫です。

部 会 長

では時間をおかなくてもよいですか。

労働者代表委員

はい。

部 会 長

使側はどれくらい必要ですか。

使用者代表委員

5分くらいです。

部 会 長

それでは先に公労会議を行ってその後、公使会議ということでよろしいですか。

使用者代表委員

はい。

部 会 長

それでは使側の皆さんは、控室へ移動をお願いします。

それでは公労会議を始めます。

(二者協議)

部 会 長

それでは、全体会議を再開します。

それぞれから御意見をお伺いし、公益の方で調整を行いました。

労働者側からは、地域最賃に対する優位性、慢性的な人材不足、継続的な物価上昇等を理由とする引上げ額の提示があり、使用者側からは賃金改定状況調査や物価上昇率を根拠とする引上げ額の提示がありました。

その後、さらに労働者側からは影響率や労働協約による引上げ上限額との関係での提示がありました。それに対して使用者側からも影響率を踏まえた提示をいただきましたが、本日の時点では意見の隔たりが大きく、本日は結論をまとめるまでに至らなかったため、引き続き協議していきたいと思いますが、ここで、労使各側から何か話しておきたいことはないですか。

【意見等なし】

部 会 長

事務局からありますか。

賃金室長

次回は、10月22日（水）午前9時30分からこの会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

部 会 長

それでは、以上で専門部会を終了します。

次回は、是非とも全会一致の結論が得られるよう、各委員の御協力をお願いします。

最後に、本日の議事録確認委員は、末廣委員、木下委員にお願いします。

皆さん、大変お疲れ様でした。